

〈2023年9月～10月実施〉

## 生命保険大学課程「生命保険と税・相続」

### 試験問題【フォームA】

● 注意事項

---

1. 試験時間は80分です。
2. 試験問題は、全部で49問あります。《100点満点》
  - 問題1から12は、正しいものを1つ選ぶ問題《各2.5点：30点満点》
  - 問題13から24は、誤っているものを1つ選ぶ問題《各2.5点：30点満点》
  - 問題25から39は、語群の中から最も適切なもの(数値・語句)を選ぶ問題《各2点：30点満点》
  - 問題40から49は、正誤を選ぶ問題《各1点：10点満点》

一般社団法人 生命保険協会

### [ 1 ] 退職所得金額の計算について

次の計算式のうち、正しいものを1つ選んでください。

勤続年数が15年の従業員に支給された退職金が1,000万円である場合、退職所得の金額を求める以下の計算式のうち、正しいものを選んでください。

ア.  $[1,000 \text{ 万円} - \{800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (20 \text{ 年} - 15 \text{ 年})\}] \times 1/2$

イ.  $[1,000 \text{ 万円} - \{800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (15 \text{ 年} - 10 \text{ 年})\}] \times 1/2$

ウ.  $(1,000 \text{ 万円} - 40 \text{ 万円} \times 15 \text{ 年}) \times 1/2$

エ.  $(1,000 \text{ 万円} - 70 \text{ 万円} \times 15 \text{ 年}) \times 1/2$

### [ 2 ] 確定申告について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

ア. 納税者は毎年1月1日から12月31日までの1年間の所得とそれに対する税額とを自ら計算して、原則として翌年の1月16日から2月15日までの間に申告するとともに、その納めるべき税額を納付しなければならない。これを「確定申告」という。

イ. 給与所得者のうち、2カ所以上から給与等を受けている者で、主たる給与等の支払者以外から受ける給与収入金額と給与所得および退職所得以外の所得（各種所得のうち、源泉分離課税のものを除く）の合計額が10万円を超える者は、確定申告をしなければならない。

ウ. 納税者が提出した確定申告書に記載されている所得金額等に誤りがあり、納税者が修正申告をしないときは、税務署長は調査によって所得金額や税額等を更正して納税者に通知する。

エ. 所得税の納付期限は、申告期限と同じ3月15日であるが、期限までにその全額を納付することができない場合には、確定申告で納付することになった税額の2分の1以上を3月15日までに納付すれば、残額については6月30日までの延納が認められる。

### [ 3 ] 所得税の配偶者控除と配偶者特別控除について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 配偶者控除は、納税者に生計を一にする配偶者がいる場合で、配偶者の所得が一定基準以下のときに適用が認められる。控除金額は一律 28 万円である。

**イ.** 配偶者控除を受けるには、配偶者の合計所得金額が 28 万円以下でなければならない。

**ウ.** 配偶者特別控除を受けるための、控除を受ける納税者本人の合計所得金額の要件は、1,100 万円以下（給与収入金額で、1,310 万円以下）でなければならないことである。

**エ.** 扶養控除の対象となる扶養親族は、納税者と生計を一にしている必要があるが、同居の有無は問わないため、親元を離れて大学に通っている子等も扶養控除の対象となるが、子のアルバイト収入が年間 103 万円を超えている場合は、扶養控除の対象とはならない。

### [ 4 ] 生命保険料控除について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 生命保険料控除の対象となる保険料には、旧簡易保険や制度共済等の掛金の他、少額短期保険業者の取り扱う各保険商品や損害保険会社で取り扱う年金払積立傷害保険等の保険料も含まれる。

**イ.** 2012 年（平成 24 年）1 月以降締結した介護・医療保険の主契約および当該特約部分の保険料は、介護医療保険料控除に該当する。ただし、損害保険会社を取り扱う第三分野の保険契約（傷害保険を除く医療費用保険等）については、それまでと同様に一般生命保険料控除に該当する。

**ウ.** 保険料（自動）振替貸付となった契約の保険料は、支払保険料に該当しないので、生命保険料控除の対象とはならない。

**エ.** 前納保険料は、次の算式により計算した金額が生命保険料控除の対象となる。  
生命保険料控除の対象となる保険料＝前納保険料（割引後の保険料）×  
（その年中に到来する払込期日の回数／前納した生命保険料に係る払込期日の総回数）

## 〔 5 〕 みなし相続財産について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 被相続人の死亡によって、相続人、その他の人の受け取る生命保険金や損害保険金で、被相続人が保険料の一部を負担していた場合は、負担の割合にかかわらず全額が相続財産とみなされる。

**イ.** 被相続人の死亡により、相続人、その他の人の受け取る弔慰金等は、すべて被相続人の死亡により支給される実質的な退職手当金とみなされ相続税が課税される。

**ウ.** 相続開始の際に、まだ保険事故が発生していない生命保険契約（個人年金保険を含む）で、被相続人（たとえば父親）がその保険料の全部または一部を負担し、かつ、被相続人以外の者（たとえば長男）がその契約の契約者である場合は、課税の対象とはならない。

**エ.** 相続または遺贈により取得した「生命保険契約に関する権利の価額」は、その契約の相続時の解約返戻金相当額で評価される。

## 〔 6 〕 相続の承認と放棄について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 相続の開始により、被相続人の財産に関する権利・義務の一切が相続人に受け継がれることを、相続の包括承認という。

**イ.** 相続人が相続によって得た財産の限度内で、被相続人の債務を弁済することを、相続の限定承認という。限定承認は、共同相続人全員ではなく、相続人ごとに申述できる。

**ウ.** 被相続人の財産は、相続人が複数いると共同で相続されることになるが、この場合の各相続人が相続する割合を「相続分」という。相続分には、「指定相続分」と「法定相続分」があり、「法定相続分」が優先される。

**エ.** 被相続人が相続分を指定しなかった場合には、相続分は法定相続分による。法定相続分の割合は、相続人の相続順位によって所定の割合が定められている。

### 〔 7 〕 相続税の延納について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 相続税の申告期限までに相続税の申告書に記載した税額を納められない場合は、相続税の申告期限までに所定の要件を満たした延納申請書を提出し、国税庁長官の許可を得た場合に延納することが出来る。

**イ.** 相続税を延納した場合には、延納税額に所定の利子税が課税される。

**ウ.** 相続税の延納の条件の1つとして、納付すべき相続税額が100万円を超えている必要がある。

**エ.** 相続税を延納する際には、延納税額や延納期間にかかわらず、担保を提供する必要はない。

### 〔 8 〕 贈与税の納付および特例措置について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 贈与税は、所定の要件を満たし、税務署長の許可を得た場合に、最長10年の年賦延納をすることができる。延納税額については所定の利子税が課せられる。なお、贈与税の場合は、物納は認められない。

**イ.** 住宅取得等資金に係る贈与税の特例措置は、2023年（令和5年）12月31日までに、父母や祖父母等の直系尊属から自己の居住用の家屋の新築もしくは取得のため、または賃貸住宅建設のために受ける住宅取得等資金を適用の対象としている。

**ウ.** 認定受贈者が2019年1月1日から2028年12月31日までの間に贈与によって特定事業用資産を取得して事業を継続する場合、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税が猶予される。

**エ.** 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置および結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置にもとづき非課税となる金額は、いずれも受贈者1人につき3,000万円までである。

### [ 9 ] 個人年金保険に関する税務について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 個人年金保険の保険料を支払ったとき、所定の要件を満たせば個人年金保険料控除を受けることができるが、その要件を満たさない契約は、一般生命保険料控除の対象とならない。

**イ.** 年金の受取開始前に個人年金保険契約を解約したとき、契約者（保険料負担者）が受け取った解約返戻金は、契約者の雑所得として所得税・住民税が課税される。

**ウ.** 契約者・年金受取人が夫、被保険者が妻の個人年金保険で、年金受取開始前に夫が死亡した場合、妻等の相続人が「年金契約に関する権利」を取得する。この権利は、相続財産として相続税の対象となり、原則として既払込保険料総額で評価される。

**エ.** 被保険者の生存中において、確定年金の年金受取開始後に年金の一括払いを受けると、その時点で契約が消滅するので、一括払いの金額には、一時所得として所得税・住民税が課税される。

### [ 10 ] 生命保険を活用した相続対策について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 相続対策のうち、「納税資金対策」として生命保険を活用する場合、死亡保険金額の設定にあたって、生命保険の加入による相続税の増加分を見込んでおく必要はない。

**イ.** 相続対策としての贈与による金融資産の移転は、相続が発生するまでに相続財産を減らすことができ、相続財産の分割を被相続人の意思で確実に行うことができる。また、孫（代襲相続人である場合を除く）に遺贈することで、子から孫へ相続した場合の相続税の課税を1回減らす効果があるが、相続税は3割加算される。

**ウ.** 不動産等の分割が困難な相続財産がある場合に、代表となる相続人が本来の法定相続分を超えて相続し、超えた分に代えて、その相続人の固有財産を他の相続人に提供する分割方法を「代償分割」といい、代償分割を行うための代償交付金を準備するために生命保険を活用する方法がある。

**エ.** 二次相続対策として生命保険を活用する場合、被相続人を被保険者とする生命保険の加入はもとより、生前に現在加入している生命保険契約の保険契約者および保険金受取人を、一般に「親」から「子」等に変更し、保険契約を贈与することによって、二次相続の相続財産を減少させることも有効な対策といえる。この場合、変更手続き時点で贈与税の課税対象となる。

### [ 11 ] 契約内容等の変更に関する税務について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 被保険者でない契約者が死亡し、その契約者が当該契約の保険料を実際には負担していない場合でも、生命保険契約に関する権利について、課税関係が生じる。

**イ.** 転換後契約が満期を迎え、受取保険金が一時所得として課税される場合、受取保険金額等から控除する「収入を得るために支出した金額」は、「転換後契約の実払保険料」のみで計算する。

**ウ.** 契約者（保険料負担者）・被保険者が夫、死亡保険金受取人が妻、死亡保険金額 2,000 万円で、夫が契約者貸付として元利金 300 万円を受けていた契約において、夫が死亡した場合には、死亡保険金 2,000 万円から夫の契約者貸付元利金 300 万円を差し引いた 1,700 万円が妻のみなし相続財産となり、相続税が課税される。

**エ.** 保険金額を増額した場合、増額した時点では課税関係は生じず、増額した追加分の保険料は生命保険料控除を受けることはできない。

### [ 12 ] 福利厚生プランについて

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 契約者＝法人、被保険者＝役員・従業員（原則として全員加入）、満期保険金受取人＝法人、死亡保険金受取人＝役員・従業員の遺族という契約形態で養老保険に加入すると、原則として保険料の 2/3 を期間の経過に応じて損金算入することができる。

**イ.** 中小企業退職金共済制度（中退共）等の他の退職金制度がある場合には、これらの制度と福利厚生プランとの合計額が退職慰労金規程の範囲を超える設計とする。

**ウ.** 保険期間は、原則として定年に合わせる。「年」満期で保険期間が全員同一の場合は、被保険者全員の契約が同時に満期を迎えるため、満期保険金と資産計上していた保険料積立金との差額が大幅な損失（雑損失として損金算入）となる。

**エ.** 保険法上の「他人の生命の保険」に該当することから、契約する場合は被保険者の同意が必要である。

<ここからは誤っているものを1つ選ぶ問題です。>

### [ 13 ] 雑所得について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 雑所得には、①非営業用貸金の利子、②講演料や放送謝金（事業と認められるものを除く）、③公的年金等、④生命保険契約等に基づく年金等がある。

**イ.** 雑所得の金額は、「(公的年金等の収入金額－公的年金等控除額) + (公的年金等以外の総収入金額－必要経費)」で計算される。

**ウ.** 雑所得の計算時における公的年金等控除額は、公的年金等の収入金額のほか、受給者の年齢によっても異なる。

**エ.** 雑所得となる原稿料、印税等については、金額にかかわらず1回に支払われる金額の20%が源泉徴収される。

### [ 14 ] 青色申告制度について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 青色申告書を提出するためには、①法定の帳簿書類を備え付けて取引を記録し、かつ保存すること、②税務署長に青色申告承認の申請書を提出してあらかじめ承認を受けること、の要件を備えなければならない。

**イ.** 青色申告者が備え付けるべき帳簿書類は、年末に「貸借対照表」と「損益計算書」を作成することができるような正規の複式簿記に基づく帳簿でなければならない。そのため、簡易帳簿による記録は帳簿として認められない。

**ウ.** 青色申告者が備え付けるべき帳簿書類は、7年間（一定のものは5年間）保存しなければならない。

**エ.** 青色申告の承認を受けた者に取消事由に該当する事実があるときは、その事実があった年に遡って青色申告の承認が取り消される。取消しがあると、その取り消された年分以後に提出された青色申告書は、青色申告書でなかったものとみなされ、各種の特典は適用されない。



**[ 15 ] 住民税の主な所得控除について**

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 基礎控除額は、最大 43 万円である。

**イ.** 70 歳以上の親族を扶養の場合、扶養控除額は、同居の場合 38 万円、非同居の場合 45 万円である。

**ウ.** 配偶者控除額は、一般の控除対象配偶者の場合最大 33 万円、70 歳以上の老人控除対象配偶者の場合最大 38 万円である。

**エ.** 勤労学生控除額は、26 万円である。

**[ 16 ] 確定申告の訂正と税務調査・処分について**

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 確定申告に誤りがあり、申告した税額が多過ぎた場合に、確定申告の申告期限から7年以内に限り、正当な税額に訂正してもらうことを請求することができる。これを「更正の請求」という。

**イ.** 確定申告に誤りがあり、申告した税額に不足額があるときに訂正する申告を「修正申告」という。

**ウ.** 納税額の計算に関して、納税者と税務署の意見が対立したり、国税に関して納得できない場合には、税務署長等に対する「再調査の請求」、または国税不服審判所長に対する「審査請求」を行うことができる。

**エ.** 税務署から過少申告を指摘された場合は、たとえ意図的ではない計算ミスであっても、過少申告加算税が課税される。

### 〔 17 〕 ひとり親控除について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** ひとり親控除の控除額は、所得税の場合は 35 万円、住民税の場合は 30 万円となる。

**イ.** ひとり親控除が適用されるには未婚ひとり親本人や、同一世帯の者の住民票において「夫（未届）」や「妻（未届）」の記載がないことが要件の一つである。

**ウ.** ひとり親控除が適用されるには合計所得金額が 600 万円以下であることが要件の一つである。

**エ.** ひとり親控除が適用されるには、「生計を一にする子」がおり、子の総所得金額等が 48 万円以下であること（他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない子に限る）が要件の一つである。

### 〔 18 〕 相続税の課税価格の計算について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 相続税は、相続や遺贈によって取得した財産の価額を課税標準として課税され、この課税標準のことを相続税法では課税価格という。

**イ.** 相続税の課税価格は、財産を取得した者の住所が日本国内にあるかなにかによって対象の財産の範囲が異なる。

**ウ.** 葬式費用は一般に、取得した財産の価額から差し引くことができ、香典返礼費用なども費用として課税価格から差し引かれる。

**エ.** 相続や遺贈によって財産を取得した者で、その相続開始前一定期間内（2023 年 12 月 31 日までの贈与：3 年以内、2024 年 1 月 1 日以降の贈与：7 年以内）に被相続人から財産の贈与を受けた者は、贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算する。

### [ 19 ] みなし贈与財産について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 生命保険契約または損害保険契約について、保険事故が発生した場合に、その保険料の負担者以外の者が受け取った保険金は、贈与により取得したものとみなされる（相続または遺贈により取得したものとみなされる場合を除く）。

**イ.** 著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合でも、その対価とその財産の譲渡のときにおける時価（相続税評価額）にかかわらず、譲渡された価額で贈与されたものとされる。

**ウ.** 債務者が債権者から債務免除を受けたり、第三者に債務を引き受けてもらった、または弁済してもらった場合、その債務免除等による利益を受けた者が、その債務免除等に係る債務の金額に相当する金額を、その債務を免除・引受け、または弁済してもらった者から贈与により取得したものとみなされる。

**エ.** 財産を信託するときには、信託契約により委託者が受益者を指定することになっているが、この受益者が委託者以外の者であるときは、その信託行為があったときに、受益者がその信託受益権をその委託者から贈与によって取得したものとみなされる。

### [ 20 ] 相続時精算課税制度について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 相続時精算課税制度の適用対象となる贈与財産の種類、金額に制限はないが、贈与回数は累計で5回までとされている。

**イ.** 相続時精算課税制度の適用対象者は、60歳以上の贈与者の推定相続人である子（代襲相続人を含む）または孫で、贈与の年の1月1日において18歳以上の者である。

**ウ.** 相続時精算課税制度の選択は、受贈者がそれぞれ贈与者ごとに行うことができる。たとえば、兄弟でも長男だけが当該制度を選択し、次男は暦年課税の贈与を選択するということが認められている。

**エ.** 相続時精算課税制度を選択した場合には、その選択をした者がその選択した年以後その選択に係る贈与者から贈与により取得した財産は、すべて当該制度の対象となる。

## [ 21 ] こども保険に関する税務について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** こども保険で、被保険者である子の進学時に支払われる祝金や満期保険金は契約者が受け取り、一時所得の対象となる。

**イ.** 被保険者である子が死亡したときは、死亡保険金（給付金）が支払われて保険契約は終了する。この死亡保険金（給付金）の受取人は契約者である親等であり、一時所得の対象となる。

**ウ.** 契約者（保険料負担者）が高度障害となった場合は、契約者は高度障害保険金等の支給対象とならず、支払われる祝金等が契約者の一時所得の対象となるが、保険料払込免除後の保険料分は、一時所得の必要経費として控除できない。

**エ.** 契約者（保険料負担者）が死亡した場合等に、以後満期までの毎年、養育（育英）年金が支払われる契約の場合、被保険者である子が約款の指定により年金受取人となり、受け取る年金は子の一時所得となる。

## [ 22 ] 契約内容等の変更に関する税務（個人契約）について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 契約者（保険料負担者）を父親から長男に変更後、長男が契約を解約し、解約返戻金を受け取ったときには、父親が負担した保険料に対応する部分について父親から長男へ贈与があったとみなされて、贈与税が課税される。

**イ.** 払済保険、延長（定期）保険へ変更しても、保険種類の変更にすぎず、また、現金の動きもないため、課税関係は発生しない。

**ウ.** 契約者（保険料負担者）・被保険者が夫、満期保険金受取人が妻、満期保険金 1,000 万円、夫に対する契約者貸付元利金 200 万円の契約が満期を迎え、妻が満期保険金を受け取った場合、妻には実際に受け取った 800 万円に契約者貸付元利金 200 万円を加えた 1,000 万円に対し、贈与税が課税される。

**エ.** 契約者（保険料負担者）が契約を減額して返戻金を受け取った場合、その返戻金は一時所得として所得税・住民税の課税対象となる。

### [ 23 ] 法人税の損金についての特別規定について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

ア. 有形減価償却資産の減価償却の方法には、主として定額法と定率法の2つがある。

イ. 法人税法上の寄附金とは、拠出金、見舞金等の名称にかかわらず、金銭その他の資産または経済的な利益の贈与または無償の供与をいい、社会通念上の寄附金の概念よりも範囲が広く、支出にあたって損金算入に制限は設けられていない。

ウ. 法人が建物や機械等の修理や改良のために支出した金額のうち、使用可能期間を延長させるような部分の金額、あるいは価値を増加させるような部分の金額は支出時の損金とせず、資本的支出として資産の帳簿価額に加算され、減価償却の対象とされる。

エ. 引当金・準備金には、企業会計上さまざまなものがあるが、税法上、引当金については法人税法、準備金については租税特別措置法に規定されており、一定の要件のもとに定められた限度額の範囲内で損金の額に算入することが認められている。

### [ 24 ] 法人向け保険商品の課税関係について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

ア. 法人を保険金（給付金）受取人として生命保険契約を締結する場合は、定期保険料が損金算入できる。また、個人を受取人とした場合は、給与等や福利厚生費等として損金算入でき、法人税の軽減につながる。

イ. 法人向けの保険商品で受取人を遺族とする掛捨ての保険料は、加入者が役員または部課長、その他特定の使用人のみの場合であっても、福利厚生費等として、損金算入され、従業員等は非課税である。

ウ. 支払保険料が定期保険料や福利厚生費等の損金処理となる場合は、原則として、その事業年度の期間分を損金算入し、その後の期間分を前払保険料として資産計上しておき、期間の経過とともに保険料相当分を取り崩して損金算入する。

エ. 個人事業主を契約者とする生命保険契約では、加入目的が事業上の理由である場合、法人契約に準じた取扱いをすることになる。すなわち、定期保険に加入した場合は、その保険料は期間の経過に応じて必要経費に算入される。

<ここからは、文中に入る最も適切なもの(数値・語句)を選ぶ問題です。>

### 【予定納税】

文中の空欄【25】～【29】に入る最も適切なものを選んでください。

#### (1) 予定納税とは

自営業者等の事業所得者は、確定申告によって1年間に得たすべての所得を計算し、その所得額に対する税額を自ら計算し納付する【25】制度をとっている。しかし、税金を一時に納付することは、納税者にとっても負担であり、また国としても歳入の平準化を図ることが好ましいため、源泉徴収制度とともに予定納税制度を採用し、税金の一部をあらかじめ分納することになっている。

#### (2) 予定納税額と納期

納税者は、予定納税基準額が【26】万円以上である場合には、次の第1期および第2期において、それぞれ予定納税基準額の【27】を納税しなければならない。

ア) 第1期の納期 … 7月1日から7月31日まで

イ) 第2期の納期 … 【28】まで

また、税務署長は、その年の【29】の現況により計算した予定納税基準額および納付すべき予定納税額を、その年の6月15日までに納付すべき納税義務者に書面により通知しなければならない。

#### (3) 予定納税基準額

その年の【29】現在で確定している前年分の所得金額に対する税額から、その所得についての前年分の源泉徴収税額を差し引いた金額である。

### 語群

ア. 10

イ. 15

ウ. 2分の1

エ. 3分の1

オ. 11月1日から11月30日

カ. 1月1日から1月31日

キ. 4月15日

ク. 5月15日

ケ. 申告納税

コ. 簡易納税

### 【公的年金等についての税金の知識】

文中の空欄 [ 30 ] ~ [ 34 ] に入る最も適切なものを選んでください。

公的年金で老齢を理由に受給する年金は、すべて所得税法により雑所得とみなされ、所得税の課税対象となる。ただし、公的年金の中には、厚生年金制度・国民年金制度における [ 30 ] 年金等のように非課税所得とみなされ、課税されないものがある。

老齢厚生年金に課税される税金は、各人の給付額から年金の支払者である [ 31 ] が源泉徴収する。したがって、年金受給者が受け取る年金額は、源泉徴収により所得税を納めた後の金額ということになるが、公的年金等の受給者全員が源泉徴収の対象となるということではなく、一定の者については源泉徴収されることはない。

また、源泉徴収の対象となる場合でも、最初に年金を請求 ([ 32 ] 請求) するときに「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出していれば、年金支給額から諸控除を差し引いた金額の 5.105% (2013 年 (平成 25 年) ~ 2037 年 (令和 19 年) の間の税率で、復興特別所得税を含む) の源泉徴収税額となるが、この提出がない場合は、公的年金等の金額から公的年金等控除および基礎控除に対応する控除の月割額 (その月割額が最低保障額に満たない場合には、最低保障額) にその公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額を控除した残額に、5.105% の税率 (復興特別所得税を含む 2037 年 (令和 19 年) までの税率) で源泉徴収される。

なお、正当税額の申告や還付申告をする場合には、一般には「公的年金等の源泉徴収票」を添えて確定申告をする。

2012 年 (平成 24 年) 1 月以降は公的年金等の収入が [ 33 ] 以下で、かつ公的年金等以外の所得が [ 34 ] 以下の者について確定申告不要制度が創設されている。

### 語群

ア. 厚生労働省

イ. 介護

ウ. 10 万円

エ. 20 万円

オ. 日本年金機構

カ. 400 万円

キ. 600 万円

ク. 遺族

ケ. 裁定

コ. 支払

## 【法人税】

文中の空欄【 35 】～【 39 】に入る最も適切なものを選んでください。

日本の法人は、課税関係から内国法人と外国法人に大きく分けられる。

法人税は、内国法人のうち、株式会社や相互会社などの普通法人、農業協同組合や消費生活協同組合などの協同組合等は、すべての所得について課税される。PTA、同窓会などの人格のない社団等や、公益社団法人、宗教法人などの公益法人等は、収益事業から生じた所得についてのみ課税される。地方公共団体やNHKなどの公共法人は【 35 】となる。また、外国法人は【 36 】で生じた所得について課税される。

法人税は、法人の所得金額（益金の額－損金の額）に対して課税されるが、法人税法上の所得金額は、課税の公平性、政策目的を加味して計算するため、企業会計上の利益（収益－費用）とは一致しない。このため、企業会計上の利益に加算・減算を行い、所得金額を計算する。

法人税の課税所得金額を計算する場合、企業会計上の決算利益に加算項目の「【 37 】」と減算項目の「益金不算入・損金算入」の調整をするが、これを【 38 】という。

法人税法上、益金・損金については特別規定が設けられており、益金の場合、他の内国法人から受ける【 39 】等のうち一定の額は益金の額に算入しない。これは、【 39 】等は、すでに法人税が課税された利益から支払われるものであり、これに課税すれば二重課税となるためである。

## 語群

ア. 日本国内および本国

イ. 申告調整

ウ. 非課税

エ. 剰余金

オ. 税務調整

カ. 益金算入・損金不算入

キ. すべての所得が課税対象

ク. 配当

ケ. 益金不算入・損金不算入

コ. 日本国内



<ここからは正誤を選ぶ問題です。>

#### [ 40 ] 各種所得と損益通算について

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

所得税の計算において、各種所得の金額の全部が黒字の場合には、各種所得の金額（申告分離となるものを除く）を合計し、総所得金額を算出する。しかし、各種所得の金額に損失がある場合は、一定の順序に従って黒字の各種所得の金額と損益の通算をすることができる。

#### [ 41 ] 譲渡所得について

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

譲渡所得とは、土地・建物や会員権などの権利および器具備品等の資産を譲渡することによって生じる所得であり、総合課税の対象となる譲渡所得と分離課税の対象となる譲渡所得がある。また、資産の譲渡でも譲渡所得に該当しない所得がある。

#### [ 42 ] 個人事業税の申告と納付について

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

個人事業税の申告書は毎年3月15日までに提出し、普通徴収の方法により、8月および11月の納期までに納付しなければならない。

#### [ 43 ] 医療費控除について

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

所得税の医療費控除の対象となる医療費には、人間ドックの費用（治療を伴わないもの）や治療を受けるために直接必要としない近視、遠視等の眼鏡や補聴器等の購入費用なども含まれる。

#### [ 44 ] 相続税の物納について

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

相続税の物納にあてることができる財産の種類と順位は、①国債、地方債、不動産、船舶、動産、②社債、株式、③不動産のうち物納劣後財産に該当するもの、となっている。

#### [ 45 ] 保証期間付終身年金の課税について

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

保証期間付終身年金は、保証期間分の年金を一括払いで受け取ることができるが、保証期間経過後に被保険者が生存している場合は年金が支払われるので、一括払いで受け取る金額は一時所得として所得税・住民税が課税される。

#### [ 46 ] 納税猶予制度について

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

後継者が一定の非上場会社を経営していた親族から、贈与によりその保有株式等を一括して取得した場合には、猶予対象株式等の贈与に係る贈与税の半分が猶予される。

#### [ 47 ] 棚卸資産の評価について

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

棚卸資産の期末の評価方法は、期末時点における時価評価である。

**[ 48 ] 使途秘匿金に対する追加課税について**

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

法人税において、重課税されるものに「使途秘匿金の支出額」がある。法人が使途秘匿金の支出をした場合は、通常の法人税に加え、使途秘匿金支出額の40%の法人税が追加課税される。

正

誤

**[ 49 ] 支払調書について**

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

生命保険会社が所定の支払いを行う場合に作成する支払調書には、所得税法に関するものと、相続税法に関するものがあり、提出期限が異なっている。

正

誤



〈2023年9月～10月実施〉生命保険大学課程「生命保険と税・相続」  
試験問題【フォームA】 解答一覧

1	ウ	2.5点	25	ケ	2点
2	ウ	2.5点	26	イ	2点
3	エ	2.5点	27	エ	2点
4	エ	2.5点	28	オ	2点
5	エ	2.5点	29	ク	2点
6	エ	2.5点	30	ク	2点
7	イ	2.5点	31	オ	2点
8	ウ	2.5点	32	ケ	2点
9	エ	2.5点	33	カ	2点
10	ウ	2.5点	34	エ	2点
11	ウ	2.5点	35	ウ	2点
12	エ	2.5点	36	コ	2点
13	エ	2.5点	37	カ	2点
14	イ	2.5点	38	イ	2点
15	イ	2.5点	39	ク	2点
16	ア	2.5点	40	正	1点
17	ウ	2.5点	41	正	1点
18	ウ	2.5点	42	正	1点
19	イ	2.5点	43	誤	1点
20	ア	2.5点	44	誤	1点
21	エ	2.5点	45	誤	1点
22	ウ	2.5点	46	誤	1点
23	イ	2.5点	47	誤	1点
24	イ	2.5点	48	正	1点
			49	正	1点

〈2023年9月～10月実施〉

## 生命保険大学課程「生命保険と税・相続」

### 試 験 問 題【フォームB】

● 注 意 事 項

---

1. 試験時間は80分です。
2. 試験問題は、全部で49問あります。《100点満点》
  - 問題1から12は、正しいものを1つ選ぶ問題《各2.5点：30点満点》
  - 問題13から24は、誤っているものを1つ選ぶ問題《各2.5点：30点満点》
  - 問題25から39は、語群の中から最も適切なもの(数値・語句)を選ぶ問題《各2点：30点満点》
  - 問題40から49は、正誤を選ぶ問題《各1点：10点満点》

一般社団法人 生命保険協会

### [ 1 ] 退職所得金額の計算について

次の計算式のうち、正しいものを1つ選んでください。

勤続年数が15年の従業員に支給された退職金が1,000万円である場合、退職所得の金額を求める以下の計算式のうち、正しいものを選んでください。

ア.  $[1,000 \text{ 万円} - \{800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (20 \text{ 年} - 15 \text{ 年})\}] \times 1/2$

イ.  $[1,000 \text{ 万円} - \{800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (15 \text{ 年} - 10 \text{ 年})\}] \times 1/2$

ウ.  $(1,000 \text{ 万円} - 40 \text{ 万円} \times 15 \text{ 年}) \times 1/2$

エ.  $(1,000 \text{ 万円} - 70 \text{ 万円} \times 15 \text{ 年}) \times 1/2$

### [ 2 ] 確定申告について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

ア. 納税者は毎年1月1日から12月31日までの1年間の所得とそれに対する税額とを自ら計算して、原則として翌年の1月16日から2月15日までの間に申告するとともに、その納めるべき税額を納付しなければならない。これを「確定申告」という。

イ. 給与所得者のうち、2カ所以上から給与等を受けている者で、主たる給与等の支払者以外から受ける給与収入金額と給与所得および退職所得以外の所得（各種所得のうち、源泉分離課税のものを除く）の合計額が10万円を超える者は、確定申告をしなければならない。

ウ. 納税者が提出した確定申告書に記載されている所得金額等に誤りがあり、納税者が修正申告をしないときは、税務署長は調査によって所得金額や税額等を更正して納税者に通知する。

エ. 所得税の納付期限は、申告期限と同じ3月15日であるが、期限までにその全額を納付することができない場合には、確定申告で納付することになった税額の2分の1以上を3月15日までに納付すれば、残額については6月30日までの延納が認められる。

### 〔 3 〕 所得税の配偶者控除と配偶者特別控除について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 配偶者控除は、納税者に生計を一にする配偶者がいる場合で、配偶者の所得が一定基準以下のときに適用が認められる。控除金額は一律 28 万円である。

**イ.** 配偶者控除を受けるには、配偶者の合計所得金額が 28 万円以下でなければならない。

**ウ.** 配偶者特別控除を受けるための、控除を受ける納税者本人の合計所得金額の要件は、1,100 万円以下（給与収入金額で、1,310 万円以下）でなければならないことである。

**エ.** 扶養控除の対象となる扶養親族は、納税者と生計を一にしている必要があるが、同居の有無は問わないため、親元を離れて大学に通っている子等も扶養控除の対象となるが、子のアルバイト収入が年間 103 万円を超えている場合は、扶養控除の対象とはならない。

### 〔 4 〕 社会政策に配慮した所得控除に関する知識（生命保険料控除）について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 生命保険料控除の対象となるには、「受取人のすべてが自己または配偶者、その他の親族であること」となっている。この場合の親族は、必ず生計を一にしていなければならない。

**イ.** 保険料（自動）振替貸付となった契約は、生命保険料控除の対象とはならない。

**ウ.** 前納保険料については、払い込んだ年に全額が、生命保険料控除の対象となる。

**エ.** 介護医療保険料控除は、損害保険会社を取り扱う第三分野の保険契約（傷害保険を除く医療費用保険・介護費用保険・がん保険・所得補償保険等）も対象となる。



### 〔 5 〕 公的年金等についての税金の知識について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 公的年金で老齢を理由に受給する年金は、すべて所得税の課税対象となる。また、厚生年金制度・国民年金制度における遺族年金等も所得税の課税対象となる。

**イ.** 老齢厚生年金に課税される税金は、各人の給付額から年金の支払者である厚生労働省が源泉徴収する。

**ウ.** 公的年金等の課税所得は、年金の収入金額から公的年金等控除額その他、それぞれ該当の各所得控除を控除した金額であり、受給者の年齢（65歳未満か以上か）や収入金額、扶養親族の有無等によって異なる。

**エ.** 2012年1月以降は公的年金等の収入が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得が20万円以下の者について確定申告不要制度が創設されており、これによって所得税は非課税となる。

### 〔 6 〕 相続税の申告と納付について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 相続または遺贈により財産を取得した者は、その被相続人から財産を取得したすべての者の「課税価格の合計額」が、その「遺産に係る基礎控除額」を超え、かつ、配偶者の税額軽減の規定の適用がないものとして相続税額の計算を行った場合に納付すべき相続税額が算出されるときは、相続税の申告書を提出しなければならない。

**イ.** 相続税の申告書の提出先は、被相続人の死亡のときの住所が日本国内にある場合、被相続人の死亡のときにおける相続人の住所地の所轄税務署長宛と定められている。

**ウ.** 相続税の申告書を提出した者は、申告書の提出期限（相続の開始があったことを知った日の翌日から1年以内）までに、その申告書に記載した税額を国に納めなければならない。

**エ.** 相続税では延納が認められていないため、納付期限までに納付できない場合は、相続財産により物納しなければならない。

## 〔 7 〕 みなし贈与財産について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

ア. 保険料の一部を保険金受取人以外の者が負担していた場合（保険金を相続または遺贈により取得したものとみなされる場合を除く）には、受け取った保険金は、全額が贈与によって取得したものとみなされる。

イ. 債務者が債権者から債務免除を受けたり、第三者に債務を引き受けてもらった、または弁済してもらった場合、その債務免除等による利益を受けた者が、その債務免除等に係る債務の金額に相当する金額を、その債務を免除・引受け、または弁済してもらった者から贈与により取得したものとみなされる。

ウ. 著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合は、その財産の譲渡のときにおける時価（相続税評価額）にかかわらず、譲渡された価額で贈与されたものとみなされる。

エ. 財産を信託するときには、信託契約により委託者が受益者を指定することになっているが、この受益者が委託者以外の者であっても、その信託行為があったときに、受益者がその信託受益権をその委託者から贈与によって取得したものはみなされない。

## 〔 8 〕 贈与税の納付および特例措置について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

ア. 贈与税は、所定の要件を満たし、税務署長の許可を得た場合に、最長10年の年賦延納をすることができる。延納税額については所定の利子税が課せられる。なお、贈与税の場合は、物納は認められない。

イ. 住宅取得等資金に係る贈与税の特例措置は、2023年（令和5年）12月31日までに、父母や祖父母等の直系尊属から自己の居住用の家屋の新築もしくは取得のため、または賃貸住宅建設のために受ける住宅取得等資金を適用の対象としている。

ウ. 認定受贈者が2019年1月1日から2028年12月31日までの間に贈与によって特定事業用資産を取得して事業を継続する場合、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税が猶予される。

エ. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置および結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置にもとづき非課税となる金額は、いずれも受贈者1人につき3,000万円までである。

### [ 9 ] 個人年金保険に関する税務について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 個人年金保険の保険料を支払ったとき、所定の要件を満たせば個人年金保険料控除を受けることができるが、その要件を満たさない契約は、一般生命保険料控除の対象とならない。

**イ.** 年金の受取開始前に個人年金保険契約を解約したとき、契約者（保険料負担者）が受け取った解約返戻金は、契約者の雑所得として所得税・住民税が課税される。

**ウ.** 契約者・年金受取人が夫、被保険者が妻の個人年金保険で、年金受取開始前に夫が死亡した場合、妻等の相続人が「年金契約に関する権利」を取得する。この権利は、相続財産として相続税の対象となり、原則として既払込保険料総額で評価される。

**エ.** 被保険者の生存中において、確定年金の年金受取開始後に年金の一括払いを受けると、その時点で契約が消滅するので、一括払いの金額には、一時所得として所得税・住民税が課税される。

### [ 10 ] 生命保険を活用した相続対策について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 相続対策のうち、「納税資金対策」として生命保険を活用する場合、死亡保険金額の設定にあたって、生命保険の加入による相続税の増加分を見込んでおく必要はない。

**イ.** 相続対策としての贈与による金融資産の移転は、相続が発生するまでに相続財産を減らすことができ、相続財産の分割を被相続人の意思で確実に行うことができる。また、孫（代襲相続人である場合を除く）に遺贈することで、子から孫へ相続した場合の相続税の課税を1回減らす効果があるが、相続税は3割加算される。

**ウ.** 不動産等の分割が困難な相続財産がある場合に、代表となる相続人が本来の法定相続分を超えて相続し、超えた分に代えて、その相続人の固有財産を他の相続人に提供する分割方法を「代償分割」といい、代償分割を行うための代償交付金を準備するために生命保険を活用する方法がある。

**エ.** 二次相続対策として生命保険を活用する場合、被相続人を被保険者とする生命保険の加入はもとより、生前に現在加入している生命保険契約の保険契約者および保険金受取人を、一般に「親」から「子」等に変更し、保険契約を贈与することによって、二次相続の相続財産を減少させることも有効な対策といえる。この場合、変更手続き時点で贈与税の課税対象となる。

### [ 11 ] 法人事業税について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 事業税とは、個人および法人の行う事業に対して、都道府県が課する税である。法人税の計算において法人事業税を損金の額に算入することができる。

**イ.** 事業を行う法人は、すべて法人事業税の納税義務者であり、国、都道府県、市町村等の公共法人、林業、鉱物の掘採事業等を行う法人も課税の対象である。

**ウ.** 生命保険業の場合、法人事業税は、事業年度の所得金額に一定の税率を乗じた額となる。

**エ.** 特別法人事業税は法人事業税の所得割・収入割から分離して設けられた地方税で、2019年（令和元年）10月1日以降に開始する事業年度において、法人事業税（所得割・収入割）の納税者に対して課税される。

### [ 12 ] 福利厚生プランについて

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 契約者＝法人、被保険者＝役員・従業員（原則として全員加入）、満期保険金受取人＝法人、死亡保険金受取人＝役員・従業員の遺族という契約形態で養老保険に加入すると、原則として保険料の2/3を期間の経過に応じて損金算入することができる。

**イ.** 中小企業退職金共済制度（中退共）等の他の退職金制度がある場合には、これらの制度と福利厚生プランとの合計額が退職慰労金規程の範囲を超える設計とする。

**ウ.** 保険期間は、原則として定年に合わせる。「年」満期で保険期間が全員同一の場合は、被保険者全員の契約が同時に満期を迎えるため、満期保険金と資産計上していた保険料積立金との差額が大幅な損失（雑損失として損金算入）となる。

**エ.** 保険法上の「他人の生命の保険」に該当することから、契約する場合は被保険者の同意が必要である。

<ここからは誤っているものを1つ選ぶ問題です。>

### [ 13 ] 雑所得について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 雑所得には、①非営業用貸金の利子、②講演料や放送謝金（事業と認められるものを除く）、③公的年金等、④生命保険契約等に基づく年金等がある。

**イ.** 雑所得の金額は、「(公的年金等の収入金額－公的年金等控除額) + (公的年金等以外の総収入金額－必要経費)」で計算される。

**ウ.** 雑所得の計算時における公的年金等控除額は、公的年金等の収入金額のほか、受給者の年齢によっても異なる。

**エ.** 雑所得となる原稿料、印税等については、金額にかかわらず1回に支払われる金額の20%が源泉徴収される。

### [ 14 ] 青色申告制度について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 青色申告書を提出するためには、①法定の帳簿書類を備え付けて取引を記録し、かつ保存すること、②税務署長に青色申告承認の申請書を提出してあらかじめ承認を受けること、の要件を備えなければならない。

**イ.** 青色申告者が備え付けるべき帳簿書類は、年末に「貸借対照表」と「損益計算書」を作成することができるような正規の複式簿記に基づく帳簿でなければならない。そのため、簡易帳簿による記録は帳簿として認められない。

**ウ.** 青色申告者が備え付けるべき帳簿書類は、7年間（一定のものは5年間）保存しなければならない。

**エ.** 青色申告の承認を受けた者に取消事由に該当する事実があるときは、その事実があった年に遡って青色申告の承認が取り消される。取消しがあると、その取り消された年分以後に提出された青色申告書は、青色申告書でなかったものとみなされ、各種の特典は適用されない。

### [ 15 ] 住民税の主な所得控除について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

ア. 基礎控除額は、最大 43 万円である。

イ. 70 歳以上の親族を扶養の場合、扶養控除額は、同居の場合 38 万円、非同居の場合 45 万円である。

ウ. 配偶者控除額は、一般の控除対象配偶者の場合最大 33 万円、70 歳以上の老人控除対象配偶者の場合最大 38 万円である。

エ. 勤労学生控除額は、26 万円である。

### [ 16 ] 相続人について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

ア. 配偶者は常に相続人となる。この場合の配偶者とは、被相続人と婚姻の届出をした夫または妻でなければならず、内縁関係の者は相続人にはなれない。

イ. 相続人である子には、実子とともに養子も含まれる。ただし、他へ養子に行った子は含まれない。

ウ. 胎児は相続においてすでに生まれたものとみなされて相続権が認められる。ただし、死産の場合は適用されない。

エ. 廃除の対象となる相続人は、遺留分を有する推定相続人に限られるので、遺留分を有しない兄弟姉妹は廃除の対象にならない。

### [ 17 ] 相続分について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 被相続人は、遺言で各相続人の相続分を定め、または定めることを第三者に委託することができる。このようにして定められた相続分を「指定相続分」という。

**イ.** 被相続人が相続分を指定しなかった場合には、相続分は法定相続分による。法定相続分の割合は、相続人の相続順位によって定められている。

**ウ.** 非嫡出子とは、婚姻によらないで出生した子をいい、父との親子関係は、認知によって生じるが、その法定相続分は婚姻によって出生した嫡出子の法定相続分と同じである。

**エ.** 相続人のうち、遺産の配分を決めるにあたって、被相続人の財産の維持・増加に特別な貢献があった者に対して与えられる法定相続分以外の特別の取り分を「特例分」という。

### [ 18 ] 相続税の課税価格の計算について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 相続税は、相続や遺贈によって取得した財産の価額を課税標準として課税され、この課税標準のことを相続税法では課税価格という。

**イ.** 相続税の課税価格は、財産を取得した者の住所が日本国内にあるかなにかによって対象の財産の範囲が異なる。

**ウ.** 葬式費用は一般に、取得した財産の価額から差し引くことができ、香典返礼費用なども費用として課税価格から差し引かれる。

**エ.** 相続や遺贈によって財産を取得した者で、その相続開始前一定期間内（2023年12月31日までの贈与：3年以内、2024年1月1日以降の贈与：7年以内）に被相続人から財産の贈与を受けた者は、贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算する。

### 〔 19 〕 暦年課税の贈与税額のしくみについて

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 暦年課税の贈与税は、その年の1月1日から12月31日までの間に贈与を受けた財産の価額の合計額に対して課税される。

**イ.** 基礎控除として110万円を限度に課税価格から控除され、1年間に贈与を受けた財産の課税価格が110万円以下であれば贈与税は課税されない。

**ウ.** 夫婦間での贈与であれば、一定の要件を満たしていることを条件に、基礎控除以外に最高2,000万円までの配偶者控除が適用される。

**エ.** 配偶者控除を受けた部分も、相続開始前一定期間以内の贈与加算の対象となる。なお、配偶者控除の適用によって贈与税が課税されないときは、贈与税の申告は必要ない。

### 〔 20 〕 相続時精算課税制度について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 相続時精算課税制度の適用対象となる贈与財産の種類、金額に制限はないが、贈与回数は累計で5回までとされている。

**イ.** 相続時精算課税制度の適用対象者は、60歳以上の贈与者の推定相続人である子（代襲相続人を含む）または孫で、贈与の年の1月1日において18歳以上の者である。

**ウ.** 相続時精算課税制度の選択は、受贈者がそれぞれ贈与者ごとに行うことができる。たとえば、兄弟でも長男だけが当該制度を選択し、次男は暦年課税の贈与を選択するということが認められている。

**エ.** 相続時精算課税制度を選択した場合には、その選択をした者がその選択した年以後その選択に係る贈与者から贈与により取得した財産は、すべて当該制度の対象となる。



## 〔 21 〕 こども保険に関する税務について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** こども保険で、被保険者である子の進学時に支払われる祝金や満期保険金は契約者が受け取り、一時所得の対象となる。

**イ.** 被保険者である子が死亡したときは、死亡保険金（給付金）が支払われて保険契約は終了する。この死亡保険金（給付金）の受取人は契約者である親等であり、一時所得の対象となる。

**ウ.** 契約者（保険料負担者）が高度障害となった場合は、契約者は高度障害保険金等の支給対象とならず、支払われる祝金等が契約者の一時所得の対象となるが、保険料払込免除後の保険料分は、一時所得の必要経費として控除できない。

**エ.** 契約者（保険料負担者）が死亡した場合等に、以後満期までの毎年、養育（育英）年金が支払われる契約の場合、被保険者である子が約款の指定により年金受取人となり、受け取る年金は子の一時所得となる。

## 〔 22 〕 入院給付金等に関する税務について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 入院給付金や高度障害保険金等は、被保険者本人が受け取った場合と同様、被保険者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他の親族が受け取った場合も非課税となる。

**イ.** 確定申告で医療費控除をする際に、保険会社から入院給付金等を受け取っているときは「保険金等で補てんされる金額」に該当し、医療費の額より差し引いた実質支払医療費で申告しなければならない。

**ウ.** 確定申告で医療費控除をする際に、年をまたぐ入院の場合、たとえば12月末に本年分の入院費を支払い、翌年退院時に残額を支払ったときには、入院給付金も本年対応分と翌年対応分とに分けて差し引き、入院費を翌年に一括して支払った場合は、入院給付金は翌年の入院費等の医療費から一括して差し引いて、申告する。

**エ.** 医療費控除の確定申告により還付申告をする際、交通事故等により、医療費控除の対象となる被害者（生計を一にする家族を含む）が受け取った治療費の金額（損害賠償金）は、支払った医療費から差し引く必要はない。

### [ 23 ] 法人税の申告と納付について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 法人税の申告は、事業年度終了の日の翌日から3カ月以内に、税務署長に確定申告書を提出しなければならない。

**イ.** 事業年度の期間が6カ月を超える法人は、事業年度開始の日以降6カ月間（上半期）についての中間申告書を、上半期終了後2カ月以内に税務署長に提出しなければならない。

**ウ.** 法人税の申告書を提出した法人は、申告書の提出期限までに申告書に記載した金額を納付しなければならない。

**エ.** 法人事業税は、法人の事業所等が2以上の都道府県に所在している場合には、各事業所によって按分計算した税額を関係都道府県に納付する。

### [ 24 ] 法人向け保険商品の課税関係について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 法人を保険金（給付金）受取人として生命保険契約を締結する場合は、定期保険料が損金算入できる。また、個人を受取人とした場合は、給与等や福利厚生費等として損金算入でき、法人税の軽減につながる。

**イ.** 法人向けの保険商品で受取人を遺族とする掛捨ての保険料は、加入者が役員または部課長、その他特定の使用人のみの場合であっても、福利厚生費等として、損金算入され、従業員等は非課税である。

**ウ.** 支払保険料が定期保険料や福利厚生費等の損金処理となる場合は、原則として、その事業年度の期間分を損金算入し、その後の期間分を前払保険料として資産計上しておき、期間の経過とともに保険料相当分を取り崩して損金算入する。

**エ.** 個人事業主を契約者とする生命保険契約では、加入目的が事業上の理由である場合、法人契約に準じた取扱いをすることになる。すなわち、定期保険に加入した場合は、その保険料は期間の経過に応じて必要経費に算入される。

<ここからは、文中に入る最も適切なもの(数値・語句)を選ぶ問題です。>

### 【予定納税】

文中の空欄【25】～【29】に入る最も適切なものを選んでください。

#### (1) 予定納税とは

自営業者等の事業所得者は、確定申告によって1年間に得たすべての所得を計算し、その所得額に対する税額を自ら計算し納付する【25】制度をとっている。しかし、税金を一時に納付することは、納税者にとっても負担であり、また国としても歳入の平準化を図ることが好ましいため、源泉徴収制度とともに予定納税制度を採用し、税金の一部をあらかじめ分納することになっている。

#### (2) 予定納税額と納期

納税者は、予定納税基準額が【26】万円以上である場合には、次の第1期および第2期において、それぞれ予定納税基準額の【27】を納税しなければならない。

ア) 第1期の納期 … 7月1日から7月31日まで

イ) 第2期の納期 … 【28】まで

また、税務署長は、その年の【29】の現況により計算した予定納税基準額および納付すべき予定納税額を、その年の6月15日までに納付すべき納税義務者に書面により通知しなければならない。

#### (3) 予定納税基準額

その年の【29】現在で確定している前年分の所得金額に対する税額から、その所得についての前年分の源泉徴収税額を差し引いた金額である。

### 語群

ア. 10

イ. 15

ウ. 2分の1

エ. 3分の1

オ. 11月1日から11月30日

カ. 1月1日から1月31日

キ. 4月15日

ク. 5月15日

ケ. 申告納税

コ. 簡易納税

## 【確定申告の訂正】

文中の空欄【30】～【34】に入る最も適切なものを選んでください。

所得税の確定申告に誤りがあった場合は、訂正する方法として次の2つがある。

(1) 確定申告で納め過ぎた税金を請求する場合

i) 【30】の請求

申告した税額が多過ぎた場合に、確定申告の申告期限から【31】以内に限り、正当な税額に訂正してもらうことを請求することができる。税務署はその内容を検討して、税金を納め過ぎであると認めると「減額【30】」をして、納税者に納め過ぎた分を還付する。

ii) 税務署の処分に不服がある場合

納税額の計算に関して、納税者と税務署の意見が対立したり、国税に関して納得できない場合は、税務署長等に対して「再調査の請求」をすることができる。そして、「再調査の請求」に対する決定に満足できない場合は、【32】に対する「審査請求」を行うことができる。

(2) 確定申告で実際よりも少なく納税した場合

自営業者等の事業所得者が、確定申告で実際よりも少なく納税したことに気付いた場合は、自発的にできるだけ早く「【33】」をして、追加して税金を納めなければならない。ただし、延滞税が課税される。一方、税務署から過少申告を指摘された場合は、たとえ意図的ではない計算ミスであっても、過少申告加算税が課税される。

納税者が、事実の仮装や隠蔽によって過少申告をしたとみなされ

る場合は、重加算税が課税される。

重加算税が課税される場合は、期限内申告であっても過少申告加算税に代えて、増えた税額の【34】が重加算税の税率となる。

## 語群

ア. 25%

イ. 35%

ウ. 3年

エ. 5年

オ. 家庭裁判所長

カ. 国税不服審判所長

キ. 確定申告

ク. 修正申告

ケ. 減額

コ. 更正

## 【給与所得者の税金】

文中の空欄【35】～【39】に入る最も適切なものを選んでください。

給与や賞与等に課税される所得税は、その支給時点で源泉徴収される。源泉徴収の対象となる所得には給与所得や退職所得等があるが、著述家・作家が受ける原稿料、講演料などの【35】、著述家・作家以外の者が受け取る原稿料、講演料等（事業と認められるものを除く）の雑所得（公的年金等を除く）については、その税率は【36】（1回の支払額が100万円を超える場合はその超える部分について20%）となっている（復興特別所得税を除く）。

源泉徴収は、国にとっても納税者にとっても便利で間違いのない納税方法である。しかし、源泉分離課税の【37】などと異なり、給与所得は源泉徴収だけでは課税終了できないため、年末調整や確定申告を経て納税額を確定して納付している。事業を行うことにより得た所得等に関しては、納税額の確定には納税者が自分で税額を計算し申告する必要がある。このように税金を申告・確定して納付することを【38】といい、所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税等の主要な国税の他、地方税の一部で採用されている。

この【38】に対して、納税者が何もしなくても徴収する側が税額を確定する【39】がある。この【39】は国税では酒税や関税等ごく一部で、地方税では固定資産税や不動産取得税等、多くで採用されている。

## 語群

- ア. 事業所得
- イ. 利子所得
- ウ. 一時所得
- エ. 不動産所得
- オ. 振替納税
- カ. 10%
- キ. 15%
- ク. 賦課課税
- ケ. 総合課税
- コ. 申告納税

<ここからは正誤を選ぶ問題です。>

**[ 40 ] 各種所得と損益通算について**

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

所得税の計算において、各種所得の金額の全部が黒字の場合には、各種所得の金額（申告分離となるものを除く）を合計し、総所得金額を算出する。しかし、各種所得の金額に損失がある場合は、一定の順序に従って黒字の各種所得の金額と損益の通算をすることができる。

正

誤

**[ 41 ] 譲渡所得について**

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

譲渡所得とは、土地・建物や会員権などの権利および器具備品等の資産を譲渡することによって生じる所得であり、総合課税の対象となる譲渡所得と分離課税の対象となる譲渡所得がある。また、資産の譲渡でも譲渡所得に該当しない所得がある。

正

誤

**[ 42 ] 子の養育費について**

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

母親が子を引き取り親権者となった場合、父親が支払う養育費は、適正額であれば、必要の都度支払われる場合でも一括して支払われる場合でも課税されない。

正

誤

**[ 43 ] 退職後、再就職しなかった場合の確定申告について**

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

定年退職後の再就職活動期間中に支給される雇用保険金（失業給付金）には税金はかからないため、確定申告の際に所得に加える必要はない。

**[ 44 ] 相続税額の計算について**

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

相続税額の計算にあたり、配偶者の課税価格が法定相続分を超えても、その額が1億6,000万円までならば、配偶者の納税額は0円となる。

**[ 45 ] 相続税の非課税財産について**

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

相続や遺贈によって取得した財産の性質からみて、社会政策的な見地、国民感情等から相続税の課税の対象とすることが適当でない財産がある。そこで、相続税法ではいくつかの財産については課税対象としないこととしており、投資目的で所有していた墓所、霊廟および祭具等も非課税の対象となる。

#### [ 46 ] 生命保険信託について

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

生命保険信託は、生命保険金を受け取る権利（債権）のようなものを信託して、実質的な受取人（家族以外でも可）である受益者や、医療費や学費等使途を指定した受け取り方をオーダーメイドできる信託である。たとえば、認知症の配偶者に保険金のうち一定額を月々の生活資金として交付したうえで、配偶者の死後に残余財産を渡す者も指定できる。

#### [ 47 ] 棚卸資産の評価について

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

棚卸資産の期末の評価方法は、期末時点における時価評価である。

#### [ 48 ] 使途秘匿金に対する追加課税について

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

法人税において、重課税されるものに「使途秘匿金の支出額」がある。法人が使途秘匿金の支出をした場合は、通常の法人税に加え、使途秘匿金支出額の40%の法人税が追加課税される。

#### [ 49 ] 支払調書について

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

生命保険会社が所定の支払いを行う場合に作成する支払調書には、所得税法に関するものと、相続税法に関するものがあり、提出期限が異なっている。





〈2023年9月～10月実施〉生命保険大学課程「生命保険と税・相続」  
試験問題【フォームB】 解答一覧

1	ウ	2.5点	25	ケ	2点
2	ウ	2.5点	26	イ	2点
3	エ	2.5点	27	エ	2点
4	エ	2.5点	28	オ	2点
5	ウ	2.5点	29	ク	2点
6	ア	2.5点	30	コ	2点
7	イ	2.5点	31	エ	2点
8	ウ	2.5点	32	カ	2点
9	エ	2.5点	33	ク	2点
10	ウ	2.5点	34	イ	2点
11	ア	2.5点	35	ア	2点
12	エ	2.5点	36	カ	2点
13	エ	2.5点	37	イ	2点
14	イ	2.5点	38	コ	2点
15	イ	2.5点	39	ク	2点
16	イ	2.5点	40	正	1点
17	エ	2.5点	41	正	1点
18	ウ	2.5点	42	正	1点
19	エ	2.5点	43	正	1点
20	ア	2.5点	44	正	1点
21	エ	2.5点	45	誤	1点
22	エ	2.5点	46	正	1点
23	ア	2.5点	47	誤	1点
24	イ	2.5点	48	正	1点
			49	正	1点

〈2023年9月～10月実施〉

## 生命保険大学課程「生命保険と税・相続」

### 試験問題【フォームC】

● 注意事項

---

1. 試験時間は80分です。
2. 試験問題は、全部で49問あります。《100点満点》
  - 問題1から12は、正しいものを1つ選ぶ問題《各2.5点：30点満点》
  - 問題13から24は、誤っているものを1つ選ぶ問題《各2.5点：30点満点》
  - 問題25から39は、語群の中から最も適切なもの(数値・語句)を選ぶ問題《各2点：30点満点》
  - 問題40から49は、正誤を選ぶ問題《各1点：10点満点》

一般社団法人 生命保険協会

### [ 1 ] 退職所得金額の計算について

次の計算式のうち、正しいものを1つ選んでください。

勤続年数が15年の従業員に支給された退職金が1,000万円である場合、退職所得の金額を求める以下の計算式のうち、正しいものを選んでください。

ア.  $[1,000 \text{ 万円} - \{800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (20 \text{ 年} - 15 \text{ 年})\}] \times 1/2$

イ.  $[1,000 \text{ 万円} - \{800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (15 \text{ 年} - 10 \text{ 年})\}] \times 1/2$

ウ.  $(1,000 \text{ 万円} - 40 \text{ 万円} \times 15 \text{ 年}) \times 1/2$

エ.  $(1,000 \text{ 万円} - 70 \text{ 万円} \times 15 \text{ 年}) \times 1/2$

### [ 2 ] 確定申告について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

ア. 納税者は毎年1月1日から12月31日までの1年間の所得とそれに対する税額とを自ら計算して、原則として翌年の1月16日から2月15日までの間に申告するとともに、その納めるべき税額を納付しなければならない。これを「確定申告」という。

イ. 給与所得者のうち、2カ所以上から給与等を受けている者で、主たる給与等の支払者以外から受ける給与収入金額と給与所得および退職所得以外の所得（各種所得のうち、源泉分離課税のものを除く）の合計額が10万円を超える者は、確定申告をしなければならない。

ウ. 納税者が提出した確定申告書に記載されている所得金額等に誤りがあり、納税者が修正申告をしないときは、税務署長は調査によって所得金額や税額等を更正して納税者に通知する。

エ. 所得税の納付期限は、申告期限と同じ3月15日であるが、期限までにその全額を納付することができない場合には、確定申告で納付することになった税額の2分の1以上を3月15日までに納付すれば、残額については6月30日までの延納が認められる。

### [ 3 ] 個人事業税について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 事業税は、個人または法人の行う事業に対して市区町村が課税する税金で、個人の所得税の計算においては必要経費に算入することができる。

**イ.** 個人事業税は、原則として所得税における所得の計算方法に準じて算出した前年中の個人の「事業所得」および「不動産所得」（それぞれ必要経費を控除後）の合計額に対して、すべての事業で同一の税率を乗じた額となる。

**ウ.** 個人事業税の申告については、前年分の所得税についての確定申告書を提出した場合でも、別途個人事業税の申告をする必要がある。

**エ.** 事業を行う個人は個人事業税の納税義務者であるが、林業、鉱物の掘採事業等は非課税となる。

### [ 4 ] 生命保険料控除について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 生命保険料控除の対象となる保険料には、旧簡易保険や制度共済等の掛金の他、少額短期保険業者の取り扱う各保険商品や損害保険会社で取り扱う年金払積立傷害保険等の保険料も含まれる。

**イ.** 2012年（平成24年）1月以降締結した介護・医療保険の主契約および当該特約部分の保険料は、介護医療保険料控除に該当する。ただし、損害保険会社を取り扱う第三分野の保険契約（傷害保険を除く医療費用保険等）については、それまでと同様に一般生命保険料控除に該当する。

**ウ.** 保険料（自動）振替貸付となった契約の保険料は、支払保険料に該当しないので、生命保険料控除の対象とはならない。

**エ.** 前納保険料は、次の算式により計算した金額が生命保険料控除の対象となる。  
生命保険料控除の対象となる保険料＝前納保険料（割引後の保険料）×  
（その年中に到来する払込期日の回数／前納した生命保険料に係る払込期日の総回数）

## 〔 5 〕 相続税の計算について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 相続税の課税価格は、相続や遺贈によって財産を取得した者の住所が日本国内に住所があるかないかにかかわらず、原則として、その取得したすべての財産の価額の合計額が課税価格となる。

**イ.** 取得した財産の価額から差し引くことができる債務の金額は、確実に認められるものに限られ、「公租公課で被相続人の死亡の際、納税義務が確定していたもの」および「相続人または包括受遺者が納付し、または徴収される被相続人の所得税・消費税等」が該当するが、借入金や未払金は認められない。

**ウ.** 取得した財産の価額から差し引くことができる葬式費用には、被相続人の葬式に際し施与した金品で、被相続人の職業・財産、その他の事情に照らして相当程度と認められるものに要した費用、香典返礼費用、初七日その他法事等のための費用などがある。

**エ.** 遺産に係る基礎控除額の計算(3,000万円+600万円×法定相続人の数)における法定相続人とは、民法の定めるところによる相続人をいい、相続の放棄があっても、その放棄はなかったものとした場合の相続人をいう。

## 〔 6 〕 相続税の申告と納付について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 相続または遺贈により財産を取得した者は、その被相続人から財産を取得したすべての者の「課税価格の合計額」が、その「遺産に係る基礎控除額」を超え、かつ、配偶者の税額軽減の規定の適用がないものとして相続税額の計算を行った場合に納付すべき相続税額が算出されるときは、相続税の申告書を提出しなければならない。

**イ.** 相続税の申告書の提出先は、被相続人の死亡のときの住所が日本国内にある場合、被相続人の死亡のときにおける相続人の住所地の所轄税務署長宛と定められている。

**ウ.** 相続税の申告書を提出した者は、申告書の提出期限(相続の開始があったことを知った日の翌日から1年以内)までに、その申告書に記載した税額を国に納めなければならない。

**エ.** 相続税では延納が認められていないため、納付期限までに納付できない場合は、相続財産により物納しなければならない。

## 〔 7 〕 贈与税の納付および特例措置について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 贈与税は、所定の要件を満たし、税務署長の許可を得た場合に、最長5年の年賦延納をすることができる。延納税額については所定の利子税が課せられる。なお、贈与税の場合は、物納は認められない。

**イ.** 住宅取得等資金に係る贈与税の特例措置は、2023年（令和5年）12月31日までに、父母や祖父母等の直系尊属から自己の居住用の家屋の新築もしくは取得のため、または賃貸住宅建設のために受ける住宅取得等資金を適用の対象としている。

**ウ.** 取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度とは、後継者が一定の非上場会社を運営していた親族から、贈与によりその保有株式等（贈与前からすでに後継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の3分の2に達するまでの部分が上限）を一括して取得した場合には、その贈与に係る贈与税の課税を所定の期間繰り延べることができるというものである。ただし、納税免除はされない。

**エ.** 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が適用される場合には、受贈者一人につき3,000万円が非課税となる。

## 〔 8 〕 入院給付金等に関する税務について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 入院給付金や高度障害保険金等は、被保険者本人が受け取る場合非課税となるが、被保険者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他の親族が受け取った場合には、雑所得として課税される。

**イ.** 確定申告で医療費控除をする際に、保険会社から入院給付金等を受け取っているときは「保険金等で補てんされる金額」に該当するので、その額を医療費の額より差し引いた実質支払医療費で申告しなければならない。

**ウ.** 確定申告で医療費控除をする際に、年をまたぐ入院の場合、たとえば12月末に本年分の入院費を支払い、翌年退院時に残額を支払った場合は、入院給付金は翌年の入院費等の医療費から一括して差し引く。

**エ.** 医療費控除の確定申告により還付申告をする際には、交通事故等により、医療費控除の対象となる被害者（生計を一にする家族を含む）が受け取った治療費の金額（損害賠償金）については、支払った医療費から差し引く必要はない。

### [ 9 ] 個人年金保険に関する税務について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 個人年金保険の保険料を支払ったとき、所定の要件を満たせば個人年金保険料控除を受けることができるが、その要件を満たさない契約は、一般生命保険料控除の対象とならない。

**イ.** 年金の受取開始前に個人年金保険契約を解約したとき、契約者（保険料負担者）が受け取った解約返戻金は、契約者の雑所得として所得税・住民税が課税される。

**ウ.** 契約者・年金受取人が夫、被保険者が妻の個人年金保険で、年金受取開始前に夫が死亡した場合、妻等の相続人が「年金契約に関する権利」を取得する。この権利は、相続財産として相続税の対象となり、原則として既払込保険料総額で評価される。

**エ.** 被保険者の生存中において、確定年金の年金受取開始後に年金の一括払いを受けると、その時点で契約が消滅するので、一括払いの金額には、一時所得として所得税・住民税が課税される。

### [ 10 ] 生命保険を活用した相続対策について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 相続対策のうち、「納税資金対策」として生命保険を活用する場合、死亡保険金額の設定にあたって、生命保険の加入による相続税の増加分を見込んでおく必要はない。

**イ.** 相続対策としての贈与による金融資産の移転は、相続が発生するまでに相続財産を減らすことができ、相続財産の分割を被相続人の意思で確実に行うことができる。また、孫（代襲相続人である場合を除く）に遺贈することで、子から孫へ相続した場合の相続税の課税を1回減らす効果があるが、相続税は3割加算される。

**ウ.** 不動産等の分割が困難な相続財産がある場合に、代表となる相続人が本来の法定相続分を超えて相続し、超えた分に代えて、その相続人の固有財産を他の相続人に提供する分割方法を「代償分割」といい、代償分割を行うための代償交付金を準備するために生命保険を活用する方法がある。

**エ.** 二次相続対策として生命保険を活用する場合、被相続人を被保険者とする生命保険の加入はもとより、生前に現在加入している生命保険契約の保険契約者および保険金受取人を、一般に「親」から「子」等に変更し、保険契約を贈与することによって、二次相続の相続財産を減少させることも有効な対策といえる。この場合、変更手続き時点で贈与税の課税対象となる。



### [ 11 ] 契約内容等の変更に関する税務について

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 被保険者でない契約者が死亡し、その契約者が当該契約の保険料を実際には負担していない場合でも、生命保険契約に関する権利について、課税関係が生じる。

**イ.** 転換後契約が満期を迎え、受取保険金が一時的所得として課税される場合、受取保険金額等から控除する「収入を得るために支出した金額」は、「転換後契約の実払保険料」のみで計算する。

**ウ.** 契約者（保険料負担者）・被保険者が夫、死亡保険金受取人が妻、死亡保険金額 2,000 万円で、夫が契約者貸付として元利金 300 万円を受けていた契約において、夫が死亡した場合には、死亡保険金 2,000 万円から夫の契約者貸付元利金 300 万円を差し引いた 1,700 万円が妻のみなし相続財産となり、相続税が課税される。

**エ.** 保険金額を増額した場合、増額した時点では課税関係は生じず、増額した追加分の保険料は生命保険料控除を受けることはできない。

### [ 12 ] 福利厚生プランについて

次の文章のうち、正しいものを1つ選んでください。

**ア.** 契約者＝法人、被保険者＝役員・従業員（原則として全員加入）、満期保険金受取人＝法人、死亡保険金受取人＝役員・従業員の遺族という契約形態で養老保険に加入すると、原則として保険料の 2/3 を期間の経過に応じて損金算入することができる。

**イ.** 中小企業退職金共済制度（中退共）等の他の退職金制度がある場合には、これらの制度と福利厚生プランとの合計額が退職慰労金規程の範囲を超える設計とする。

**ウ.** 保険期間は、原則として定年に合わせる。「年」満期で保険期間が全員同一の場合は、被保険者全員の契約が同時に満期を迎えるため、満期保険金と資産計上していた保険料積立金との差額が大幅な損失（雑損失として損金算入）となる。

**エ.** 保険法上の「他人の生命の保険」に該当することから、契約する場合は被保険者の同意が必要である。

<ここからは誤っているものを1つ選ぶ問題です。>

### [ 13 ] 雑所得について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 雑所得には、①非営業用貸金の利子、②講演料や放送謝金（事業と認められるものを除く）、③公的年金等、④生命保険契約等に基づく年金等がある。

**イ.** 雑所得の金額は、「(公的年金等の収入金額－公的年金等控除額) + (公的年金等以外の総収入金額－必要経費)」で計算される。

**ウ.** 雑所得の計算時における公的年金等控除額は、公的年金等の収入金額のほか、受給者の年齢によっても異なる。

**エ.** 雑所得となる原稿料、印税等については、金額にかかわらず1回に支払われる金額の20%が源泉徴収される。

### [ 14 ] 個人住民税について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 地方税は、地方自治の本旨のもとに定められているため、地方税の税率は、国税のように一律ではなく、地方公共団体によって個別の税率で課税してもよいことになっているが、地方税法により、特別の事情がない限り適用される標準税率と、これ以上高率な課税はできないという制限税率が定められている。

**イ.** 個人住民税において、i)生活保護法による生活扶助を受けている者、ii)障害者・未成年者・寡婦・ひとり親で、前年の合計所得金額が150万円以下の者などは、住民税が課税されない。

**ウ.** 住民税の均等割額は、全国一律（定額）の標準税率で、原則として所得の多寡に関係なく住民に課税される。

**エ.** 住民税の納税義務者は、前年中の所得などについて住民税の申告書を1月1日現在における住所地の市町村長に提出しなければならない。ただし、3月15日までに所得税の確定申告書を提出した者および給与所得のみの者はその必要がない。

### [ 15 ] ひとり親控除について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** ひとり親控除の控除額は、所得税の場合は 35 万円、住民税の場合は 30 万円となる。

**イ.** ひとり親控除が適用されるには未婚ひとり親本人や、同一世帯の者の住民票において「夫 (未届)」や「妻 (未届)」の記載がないことが要件の一つである。

**ウ.** ひとり親控除が適用されるには合計所得金額が 600 万円以下であることが要件の一つである。

**エ.** ひとり親控除が適用されるには、「生計を一にする子」がおり、子の総所得金額等が 48 万円以下であること (他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない子に限る) が要件の一つである。

### [ 16 ] 公的年金等についての税金の知識について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 老齢厚生年金に課税される税金は、各人の給付額から年金の支払者である「日本年金機構」が源泉徴収する。

**イ.** 公的年金等の課税所得は、年金の収入金額から公的年金等控除額の他それぞれ該当の各所得控除を控除した金額で、すべての受給者が源泉徴収の対象となる。

**ウ.** 公的年金等以外の所得がある場合は、総合課税の対象としてその他の所得を合算して税額を算出しなければならない。また、「扶養親族等申告書」を提出しても反映しきれない所得控除や税額控除もあるため、一般には「公的年金等の源泉徴収票」を添えて確定申告することにより、正当税額の申告や還付申告をすることになる。

**エ.** 2012 年 (平成 24 年) 1 月以降は公的年金等の収入が 400 万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得が 20 万円以下の者について確定申告不要制度が創設されているが、これによって所得税が非課税となるわけではない。

### [ 17 ] 遺贈と遺言について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 遺言によって財産的利益を与えることを遺贈といい、この利益を受け  
る者を受遺者という。遺贈により財産を取得すると、その取得した財産  
について相続税の課税対象となる。

**イ.** 遺言の効力は、遺言書作成時点から生じる。したがって、遺言者が生  
存中から遺言書にもとづき一定の権利義務が発生する。

**ウ.** 遺贈のうち、財産の全部またはその何分の1というように、割合で示  
して遺贈するものを包括遺贈という。

**エ.** 遺贈のうち、どこの土地、どの預金というように、財産を特定して遺  
贈するものを特定遺贈という。

### [ 18 ] 相続財産の評価について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 土地は、相続税・贈与税の計算にあたっては、国税庁が公表する「財産  
評価基本通達」による評価基準により、路線価図、評価倍率表に基づき  
宅地、田畑、山林等の地目別に評価される。

**イ.** 家屋は、固定資産税評価額相当額で評価する。

**ウ.** 上場株式は、次の4つの価額のうち最も高い価額で評価する。

- ・課税時期（相続開始の日）の最終価格（終値）
- ・課税時期の属する月の最終価格の月平均額
- ・課税時期の属する月の前月の最終価格の月平均額
- ・課税時期の属する月の前々月の最終価格の月平均額

**エ.** 預貯金は、元金と中途解約利率による経過利子（源泉税相当額控除後）  
の合計額で評価する。

### [ 19 ] 贈与税について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 贈与税が課税される財産には、営業権のように法律上の根拠がなくても経済的価値が認められているものも含まれる。

**イ.** 贈与税は、個人から個人への贈与に限り課税される。個人は、法人からの贈与財産に対して、贈与税ではなく、給与または一時所得として所得税・住民税が課税される。

**ウ.** 夫婦・親子・兄弟姉妹等の扶養義務者相互間で、生活費や教育費にあてるために財産の贈与があった場合には、課税しないことになっている。この生活費とは、その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用をいい、治療費や養育費等も含まれる。

**エ.** 宗教・慈善・学術、その他公益事業を行う者が贈与により取得した財産で、その公益事業の用に供されることが確実なものについては課税されない。ただし、その財産の取得後5年以内に現実にその公益事業の用に供されないときは、非課税財産とはならない。

### [ 20 ] 相続時精算課税制度について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 相続時精算課税制度の適用対象となる贈与財産の種類、金額に制限はないが、贈与回数は累計で5回までとされている。

**イ.** 相続時精算課税制度の適用対象者は、60歳以上の贈与者の推定相続人である子（代襲相続人を含む）または孫で、贈与の年の1月1日において18歳以上の者である。

**ウ.** 相続時精算課税制度の選択は、受贈者がそれぞれ贈与者ごとに行うことができる。たとえば、兄弟でも長男だけが当該制度を選択し、次男は暦年課税の贈与を選択するということが認められている。

**エ.** 相続時精算課税制度を選択した場合には、その選択をした者がその選択した年以後その選択に係る贈与者から贈与により取得した財産は、すべて当該制度の対象となる。

### 〔 21 〕 こども保険に関する税務について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** こども保険で、被保険者である子の進学時に支払われる祝金や満期保険金は契約者が受け取り、一時所得の対象となる。

**イ.** 被保険者である子が死亡したときは、死亡保険金（給付金）が支払われて保険契約は終了する。この死亡保険金（給付金）の受取人は契約者である親等であり、一時所得の対象となる。

**ウ.** 契約者（保険料負担者）が高度障害となった場合は、契約者は高度障害保険金等の支給対象とならず、支払われる祝金等が契約者の一時所得の対象となるが、保険料払込免除後の保険料分は、一時所得の必要経費として控除できない。

**エ.** 契約者（保険料負担者）が死亡した場合等に、以後満期までの毎年、養育（育英）年金が支払われる契約の場合、被保険者である子が約款の指定により年金受取人となり、受け取る年金は子の一時所得となる。

### 〔 22 〕 法人税の申告と納付について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

**ア.** 法人税の申告は、事業年度終了の日の翌日から3カ月以内に、税務署長に確定申告書を提出しなければならない。

**イ.** 事業年度の期間が6カ月を超える法人は、事業年度開始の日以降6カ月間（上半期）についての中間申告書を、上半期終了後2カ月以内に税務署長に提出しなければならない。

**ウ.** 法人税の申告書を提出した法人は、申告書の提出期限までに申告書に記載した金額を納付しなければならない。

**エ.** 法人事業税は、法人の事業所等が2以上の都道府県に所在している場合には、各事業所によって按分計算した税額を関係都道府県に納付する。

### [ 23 ] 法人税の損金についての特別規定について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

ア. 有形減価償却資産の減価償却の方法には、主として定額法と定率法の2つがある。

イ. 法人税法上の寄附金とは、拠出金、見舞金等の名称にかかわらず、金銭その他の資産または経済的な利益の贈与または無償の供与をいい、社会通念上の寄附金の概念よりも範囲が広く、支出にあたって損金算入に制限は設けられていない。

ウ. 法人が建物や機械等の修理や改良のために支出した金額のうち、使用可能期間を延長させるような部分の金額、あるいは価値を増加させるような部分の金額は支出時の損金とせず、資本的支出として資産の帳簿価額に加算され、減価償却の対象とされる。

エ. 引当金・準備金には、企業会計上さまざまなものがあるが、税法上、引当金については法人税法、準備金については租税特別措置法に規定されており、一定の要件のもとに定められた限度額の範囲内で損金の額に算入することが認められている。

### [ 24 ] 法人向け保険商品の課税関係について

次の文章のうち、誤っているものを1つ選んでください。

ア. 法人を保険金（給付金）受取人として生命保険契約を締結する場合は、定期保険料が損金算入できる。また、個人を受取人とした場合は、給与等や福利厚生費等として損金算入でき、法人税の軽減につながる。

イ. 法人向けの保険商品で受取人を遺族とする掛捨ての保険料は、加入者が役員または部課長、その他特定の使用人のみの場合であっても、福利厚生費等として、損金算入され、従業員等は非課税である。

ウ. 支払保険料が定期保険料や福利厚生費等の損金処理となる場合は、原則として、その事業年度の期間分を損金算入し、その後の期間分を前払保険料として資産計上しておき、期間の経過とともに保険料相当分を取り崩して損金算入する。

エ. 個人事業主を契約者とする生命保険契約では、加入目的が事業上の理由である場合、法人契約に準じた取扱いをすることになる。すなわち、定期保険に加入した場合は、その保険料は期間の経過に応じて必要経費に算入される。

<ここからは、文中に入る最も適切なもの(数値・語句)を選ぶ問題です。>

### 【予定納税】

文中の空欄【25】～【29】に入る最も適切なものを選んでください。

#### (1) 予定納税とは

自営業者等の事業所得者は、確定申告によって1年間に得たすべての所得を計算し、その所得額に対する税額を自ら計算し納付する【25】制度をとっている。しかし、税金を一時に納付することは、納税者にとっても負担であり、また国としても歳入の平準化を図ることが好ましいため、源泉徴収制度とともに予定納税制度を採用し、税金の一部をあらかじめ分納することになっている。

#### (2) 予定納税額と納期

納税者は、予定納税基準額が【26】万円以上である場合には、次の第1期および第2期において、それぞれ予定納税基準額の【27】を納税しなければならない。

ア) 第1期の納期 … 7月1日から7月31日まで

イ) 第2期の納期 … 【28】まで

また、税務署長は、その年の【29】の現況により計算した予定納税基準額および納付すべき予定納税額を、その年の6月15日までに納付すべき納税義務者に書面により通知しなければならない。

#### (3) 予定納税基準額

その年の【29】現在で確定している前年分の所得金額に対する税額から、その所得についての前年分の源泉徴収税額を差し引いた金額である。

### 語群

ア. 10

イ. 15

ウ. 2分の1

エ. 3分の1

オ. 11月1日から11月30日

カ. 1月1日から1月31日

キ. 4月15日

ク. 5月15日

ケ. 申告納税

コ. 簡易納税



### 【住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）】

文中の空欄【 30 】～【 34 】に入る最も適切なものを選んでください。

住宅借入金等特別控除は、一般に総称して「住宅ローン控除」とよばれるもので、国内に借入金により居住用家屋を取得した場合（増改築等を含む）に、その借入金に一定割合を乗じた金額を【 30 】として控除できる制度である。また、住宅ローン控除は、2009年（平成21年）居住分から認定長期優良住宅が一般住宅から区分されたが、2012年（平成24年）・2013年（平成25年）居住分からは【 31 】も同様措置の対象となり、2014年（平成26年）4月居住分からは【 32 】基準に適合しない中古住宅を取得し、【 32 】改修工事を行った後に入居する場合も対象となった。

平成31年度税制改正・令和3年度税制改正では、2019年（令和元年）10月の消費税等の税率引上げ（8%→10%）の影響緩和を図るため、住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が【 33 】であるものを対象として、居住開始が2019年（令和元年）10月1日～2022年（令和4年）12月31日の場合について、控除期間が【 34 】延長された。

### 語群

ア. 防音

イ. 省エネ基準適合住宅

ウ. 耐震

エ. 認定低炭素住宅

オ. 5年間

カ. 3年間

キ. 10%

ク. 8%

ケ. 所得控除

コ. 税額控除

## 【法人税】

文中の空欄【 35 】～【 39 】に入る最も適切なものを選んでください。

日本の法人は、課税関係から内国法人と外国法人に大きく分けられる。

法人税は、内国法人のうち、株式会社や相互会社などの普通法人、農業協同組合や消費生活協同組合などの協同組合等は、すべての所得について課税される。PTA、同窓会などの人格のない社団等や、公益社団法人、宗教法人などの公益法人等は、収益事業から生じた所得についてのみ課税される。地方公共団体やNHKなどの公共法人は【 35 】となる。また、外国法人は【 36 】で生じた所得について課税される。

法人税は、法人の所得金額（益金の額－損金の額）に対して課税されるが、法人税法上の所得金額は、課税の公平性、政策目的を加味して計算するため、企業会計上の利益（収益－費用）とは一致しない。このため、企業会計上の利益に加算・減算を行い、所得金額を計算する。

法人税の課税所得金額を計算する場合、企業会計上の決算利益に加算項目の「【 37 】」と減算項目の「益金不算入・損金算入」の調整をするが、これを【 38 】という。

法人税法上、益金・損金については特別規定が設けられており、益金の場合、他の内国法人から受ける【 39 】等のうち一定の額は益金の額に算入しない。これは、【 39 】等は、すでに法人税が課税された利益から支払われるものであり、これに課税すれば二重課税となるためである。

## 語群

ア. 日本国内および本国

イ. 申告調整

ウ. 非課税

エ. 剰余金

オ. 税務調整

カ. 益金算入・損金不算入

キ. すべての所得が課税対象

ク. 配当

ケ. 益金不算入・損金不算入

コ. 日本国内

<ここからは正誤を選ぶ問題です。>

#### [ 40 ] 各種所得と損益通算について

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

所得税の計算において、各種所得の金額の全部が黒字の場合には、各種所得の金額（申告分離となるものを除く）を合計し、総所得金額を算出する。しかし、各種所得の金額に損失がある場合は、一定の順序に従って黒字の各種所得の金額と損益の通算をすることができる。

#### [ 41 ] 個人事業税の申告と納付について

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

個人事業税の申告書は毎年3月15日までに提出し、普通徴収の方法により、8月および11月の納期までに納付しなければならない。

#### [ 42 ] 賦課課税について

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

「賦課課税」とは、納税者が何もしなくても徴収する側が税額を確定するものであり、国税では酒税や関税等ごく一部で、地方税では固定資産税や不動産取得税等、多くで採用されている。

#### [ 43 ] 退職後、再就職しなかった場合の確定申告について

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

定年退職後の再就職活動期間中に支給される雇用保険金（失業給付金）には税金はかからないため、確定申告の際に所得に加える必要はない。

**[ 44 ] 相続放棄について**

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

相続放棄をするには、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3カ月以内に家庭裁判所に申述しなければならないが、共同相続人全員で申述する必要がある。

**[ 45 ] 保証期間付終身年金の課税について**

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

保証期間付終身年金は、保証期間分の年金を一括払いで受け取ることができるが、保証期間経過後に被保険者が生存している場合は年金が支払われるので、一括払いで受け取る金額は一時所得として所得税・住民税が課税される。

**[ 46 ] 法人事業税の申告と納付について**

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

法人事業税は申告納付の方法によって納税され、法人税の申告納税に準じており、青色申告制度も利用することができる。

**[ 47 ] 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について**

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

25歳の孫（受贈者）の子育て資金にあてるため、祖父母が2,500万円を抛出し信託銀行等の所定の金融機関等に信託等をした場合、全額が子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用対象となる。

**[ 48 ] 使途秘匿金に対する追加課税について**

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

法人税において、重課税されるものに「使途秘匿金の支出額」がある。法人が使途秘匿金の支出をした場合は、通常の法人税に加え、使途秘匿金支出額の40%の法人税が追加課税される。

正

誤

**[ 49 ] 支払調書について**

次の文章について、正しい場合は「正」、誤っている場合は「誤」を選んでください。

生命保険会社が所定の支払いを行う場合に作成する支払調書には、所得税法に関するものと、相続税法に関するものがあり、提出期限が異なっている。

正

誤



〈2023年9月～10月実施〉生命保険大学課程「生命保険と税・相続」  
試験問題【フォームC】 解答一覧

1	ウ	2.5点	25	ケ	2点
2	ウ	2.5点	26	イ	2点
3	エ	2.5点	27	エ	2点
4	エ	2.5点	28	オ	2点
5	エ	2.5点	29	ク	2点
6	ア	2.5点	30	コ	2点
7	ア	2.5点	31	エ	2点
8	イ	2.5点	32	ウ	2点
9	エ	2.5点	33	キ	2点
10	ウ	2.5点	34	カ	2点
11	ウ	2.5点	35	ウ	2点
12	エ	2.5点	36	コ	2点
13	エ	2.5点	37	カ	2点
14	イ	2.5点	38	イ	2点
15	ウ	2.5点	39	ク	2点
16	イ	2.5点	40	正	1点
17	イ	2.5点	41	正	1点
18	ウ	2.5点	42	正	1点
19	エ	2.5点	43	正	1点
20	ア	2.5点	44	誤	1点
21	エ	2.5点	45	誤	1点
22	ア	2.5点	46	誤	1点
23	イ	2.5点	47	誤	1点
24	イ	2.5点	48	正	1点
			49	正	1点